

自由研削といし取替え試運転特別教育講習開催のご案内

主催 一般社団法人 岐阜労働基準協会

労働安全衛生法では、事業者が研削といしの取替え又は取扱い時の試運転の業務に労働者をつかせるときは、「安全衛生特別教育規程」に基づく科目について、安全衛生のための特別教育を行わなければならないことと定めています（労働安全衛生法第59条第3項・労働安全衛生規則第36条）。

当協会では、この特別教育を下記により開催しますので、該当する労働者はもれなく受講されますようご案内申し上げます。

記

1. 講習日時と会場

日 時 令和8年2月19日（木）9時開講 受付8時30分から

会 場 岐阜県福祉・農業会館 岐阜市下奈良2-2-1

TEL 058（201）1598

2. 定 員 50名

3. 受講料（テキスト代・消費税10%を含む）

会 員 1名につき 7,700円（うち消費税 700円） *岐阜県内の各労働基準協会員対象

非会員 1名につき 9,900円（うち消費税 900円）

4. 申込先 〒500-8144 岐阜市東栄町3丁目4番地3 一般社団法人 岐阜労働基準協会

TEL 058-246-0863 FAX 058-247-4866 にてお申込みください。

*E-mail (gifukyokai20@wind.ocn.ne.jp) でも申込み可能です。

申込書を添付のうえ、お申込みください。

但し、定員になり次第締め切ります。

5. 振込先 十六銀行 田神出張所 普通預金 0137981 一般社団法人 岐阜労働基準協会

講習の1週間前までに納付してください（振込手数料は、振込人負担でお願いします）。

ご都合により受講されない場合、2月17日までにその旨ご連絡がないときは、受講料はお返しえできません。

6. 修了証の交付

講習の全科目を修め、修了試験に合格した方に当日修了証を交付いたします。

7. 講習科目

	科 目	時 間
学 科	自由研削用研削盤、自由研削用といし、取付具等に関する知識	2時間
	自由研削用といしの取付方法及び試運転の方法に関する知識	1時間
	関係法令	1時間
実技	自由研削用といしの取付方法及び試運転の方法	2時間

8. 受講票（A4用紙）・筆記用具を持参して下さい。実技には作業に適した服装を準備してください。

（注）貴重品は各自が責任をもって管理して下さい。

駐車場には限りがありますので、なるべく公共交通機関でお越しいただくようお願いします。

自由研削といし取替え試運転特別教育 申込書 兼 受講票

受講番号 ★主催者記入欄	ふりがな 氏名		生年月日	昭和 年 月 日 平成
令和8年2月19日	ふりがな 現住所			
会 場	岐阜県福祉農業会館（岐阜市下奈良2-2-1） 9時開講（受付8時30分から）			

上記のとおり受講料 名分 円を 現金（1週間前までに協会へ持参） 振込（ 月 日予定） にて申込みます。

令和 年 月 日

郵便番号

所 在 地

事 業 所 名

担 当 者 名

T E L

F A X

※必ずご記入ください。受講番号を記入しFAXにて返信します（FAXのない場合は郵送します）。

※E-mailの方は申込時のアドレスに返信します。

申込後1週間経過しても返信がない場合は、お手数ですが 058-246-0863 までご連絡ください。

協会名または支部名

※ ご提出いただきました個人及び企業・団体等に関する情報は、当協会が責任を持って管理し、申込みいただきました講習会の適正な運営のため以外には使用いたしません。

お問合せ先 一般社団法人 岐阜労働基準協会
岐阜市東栄町3丁目4番地3
TEL 058-246-0863

◆コメント◆

請求書について、下記に○を付けてください。

不要・必要 (FAX又はE-mailにて送付)

☆請求書が必要な方のみ

原本：**不要・必要** (受講日に角印を押印したものをお渡しします)